

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 確定拠出年金の改正政令

Q : 確定拠出年金に関する税法関係の政令が公布されましたが、内容を教えてください。

A : 現行の退職金制度から確定拠出年金への移行に伴う退職給与引当金の繰入限度額の算定方法等が明らかにされました。

【解説】

確定拠出年金法の成立を受け、これに関連する税法関係の政令が公布されました。

改正政令では、まず、現行の退職金制度から確定拠出型年金制度への移行の際の退職給与引当金の繰入限度額の算定方法や、退職給与引当金取崩し時の取扱いなどが明らかにされていますが、これらの取扱いは、基本的に従来の規定を踏襲したものとなっています。

また、年金の掛金拠出時、運用時、給付時の課税に関する規定の整備も行われ、掛金拠出時に企業が確定拠出型年金加入者に対して拠出した掛金は損金に算入される一方、加入者においては給与所得課税の対象外とされることや、運用時の特別法人税の課税標準となる退職年金等積立金額の計算方法が示されたほか、給付時の確定拠出型年金の老齢給付金を「退職手当等とみなす一時金」、「公的年金等」の範囲に加え、課税上有利な取扱いとされることが明らかにされています。さらに、確定拠出型年金の一時金を受ける場合、退職所得控除の二重適用を防止する期間を14年間に規定しています。

相続税関係では、相続等により取得したものとみなされる退職手当金等に、確定拠出型年金の死亡一時金が含まれています。

